

平成19年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：平成19年8月8日

場所：特別会議室B

(開 会)

鶴田県土づくり本部副本部長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成19年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。

まず初めに、池田県土づくり本部長がご挨拶を申し上げます。

池田県土づくり本部長 本部長の池田でございます。監視委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆様方には大変暑い中、またお忙しい中、ご出席を賜っておりますことに対しまして御礼を申し上げます。また、県政運営につきましては、常日頃から各分野におきまして多大なるご支援とご協力を賜っておりますことに対しまして、本席をかりまして厚く御礼申し上げる次第でございます。感謝を申し上げます。

私どもの県土づくり行政につきましては、県民ニーズの多様化、高度化、さらには環境に対する県民意識の高まり、そして、昨今言われておりますように人口減少社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化する中で、とりわけ厳しい財政環境にあります。そうした中で予算規模そのものもピーク時に比べますと半減している状況の中で、真に必要な社会資本をどう整備していくかが大きな課題となっております。限られた財源を有効に配分いたしまして、県民満足度を向上させていくためには「選択と集中」といったことをキーワードに、継続箇所の早期効果発現、こういったことを目指しながら、新規事業につきましては厳選するというような基本姿勢のもとに、佐賀の発展の礎となります社会資本の整備に重点を置くとともに、あわせまして安全・安心のための社会整備、さらに佐賀の輝かしい歴史、あるいは豊かな自然を有効に活用した佐賀の個性を伸ばしていく、こういったことを基本戦略に取り組んでいるところでございます。

平成19年度におきましても、「交流の促進、産業の発展を支える基盤づくり」、さらには「安全で安心して暮らせる県土づくり」、そして「豊かな自然と美しい景観を活かした地域づくり」、この3本を基本といたしました政策を推進しているところでございます。

また、事業実施に当たりましては、これまで以上に公共事業の効率性や実施過程における透明性の追求、さらには、公共事業を県民にわかりやすく、そして、公共事業を県民の身近なものにしていく、こういったことが肝要であるというふうに考えております。

当監視委員会におきましては、公共事業の実施に当たりまして、「透明性の向上」、「説明責任」、「住民意見の反映」、「真に必要な事業の選択」、さらには、「コスト縮減」、こういった5つの視点で第三者の立場で監視をお願いしたいということで設置いたしております。

具体的には、新規事業、新規着手段階での新規事業評価監視、あるいは継続事業につきましては、事業着手後 10 年経過した段階での再評価監視、さらには、再評価経過後 5 年を経過した段階での再々評価、こういった 3 つの節目の段階で第三者の立場で監視をお願いしているところでございます。

委員の皆様には、これまでもいろいろご苦勞をお願いしておりますが、今年度も引き続き、そうした観点から忌憚のないご意見を賜りたいと、このように考えております。

本日は、平成 19 年度の新規事業に係ります事業評価結果、整備系の事業評価対象件数が 63 件、維持系の事業評価対象件数が 97 件となっております。こちらの事業評価結果のご説明とあわせまして新規評価マニュアルの一部変更をご諮問する予定でございます。また、日にちを改めまして継続事業の再評価、これは再評価監視案件が 9 件でございます。それから、再々評価監視案件が 10 件となっております。また、社会情勢の変化、これは市町村合併等々がございまして、そちらの方の案件につきまして 2 件、こういった継続事業の案件について現地視察と審議をお願いするというふうにしております。

本日、長時間、夕方までになりますけれども、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

鶴田県土づくり本部副本部長 どうもありがとうございました。

次に、議事次第の第 2 の「委嘱状の交付」でございますが、この件につきましては、ほとんどの委員さんが継続ということをお願いいたしたところでございますので、事前に机の上に配付させていただいております。どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、本日、長委員さんと鳥井委員さんがお仕事のご都合で欠席ということでございまして、斉藤委員さんが若干遅れて出席いただくということで連絡がいただいているところでございます。

次に、3 番目の「委員の自己紹介」ということでございます。本日は、平成 19 年度の第 1 回目の委員会ということで、愛野委員さんには新しく委員に就任いただいたということでございまして、簡単に各自、自己紹介をお願いできればと思っております。

まず、県の方から、本部長から自己紹介をしていきたいと思います。

池田県土づくり本部長 本部長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

中村交通政策部長 この 6 月から交通政策部長をしております中村と申します。よろしくお願いいいたします。

牟田県土づくり本部副本部長 副本部長の牟田でございます。技術の担当でございます。よろしくお願いいいたします。

寺田交通政策部副部長 県土づくり本部、交通政策部の副部長の寺田でございます。主に道路の担当をしております。どうぞよろしくお願いいいたします。

鶴田県土づくり本部副本部長 県土づくり本部の副本部長の鶴田と申します。企画・経営グループでこうした委員会等の担当をしております。どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、委員の皆様にも自己紹介をお願いできればと思います。古賀先生の方から一言ずつよろしゅうございますでしょうか。

古賀委員 古賀でございます。随分長いことお世話になっております。ことしの春、私、私立大学を定年になったものですから、今、頭の方から何にも押さえるものがなくなって非常に楽な気分でおる時期でございます。こういう委員会に出していただいて頭の訓練になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

村田委員 村田でございます。佐賀大学農学部の元教授でございます。定年退官しましてもう6年半ぐらいになります。現在、佐賀短期大学に勤務いたしております。よろしくお願ひします。

荒牧委員 佐賀大学都市工学科の荒牧と申します。よろしくお願ひいたします。

池田委員 佐賀県弁護士会の弁護士の池田と申します。ことしもよろしくお願ひいたします。

川本委員 川本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。佐賀の情報を発信したりで約20年ほどになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

愛野委員 愛野自動車の愛野でございます。以前は同友会から枝吉代表幹事が参加しておったと思いますけれども、ことし代わりまして副代表を務めております。よろしくお願ひします。

佐藤委員 「NPO法人森林をつくろう」の佐藤と申します。ことしもよろしくお願ひいたします。

鶴田県土づくり本部副本部長 どうもありがとうございました。

なお、中村交通政策部長が所用で3時頃に中座させていただきたいということでございます。ご容赦をお願ひいたします。

次に、次第の4番目でございますが、「委員長の選任」でございます。

評価委員会設置要領の第5条に、「委員長は、委員会での委員の互選によりこれを定める」と規定されておりますので、委員の皆様には委員長の選任をお願ひしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。今、荒牧先生の方というご意見をいただきましたけれども、荒牧先生の方にお願ひしてよろしゅうございますでしょうか。

〔拍手〕

鶴田県土づくり本部副本部長 ありがとうございます。それでは荒牧先生、よろしくお願ひいたします。

それでは、荒牧委員長に委員長の挨拶ということで一言お願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

荒牧委員長 それでは、今回もまた委員長の責を努めさせていただきます。先ほど本部長の方から挨拶がありましたように、一番大きな予算の時期から比べると半減するという事で、多分、県庁内で相当精選されて、いろんなことをやられていると思ひますが、今度はこちら、いわば市民の目と申しますか、もうちょっと違った目で見ても新規事業が一体

どういうふうに行われているかということ等の評価。それから、現在行われていることがまだ継続に値するかどうか。それから、終わった事業が本当に必要な事業だったのかどうか。この3つの視点から見てくださいということで非常に大きな仕事を引き受けさせられていて、しかも、この夏の一番暑い時期に5回も続けてやるという悪魔のような委員会セッティングをされるという、早く終わらせたいという思いが伝わってきますけれども、厳しくやり遂げたいと思いますので、皆さん、ご協力をよろしくお願いいたします。

鶴田県土づくり本部副本部長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事につきましては、委員長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

荒牧委員長 それでは、議事次第が配られていると思いますので、その議事次第に従いまして進めさせていただきます。

5番の「公共事業新規箇所評価の取組状況について」、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局 事務局をあらかじめお預かりしております県土づくり本部企画・経営グループの副課長をしております山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新規箇所評価の取組状況ということでございますが、その前に本県の公共事業評価システム全体のご説明をさせていただきます。

ちょっと見にくいですが、公共事業の評価には、先ほどご挨拶の中にもございましたけれども、新規箇所の予算化の優先度を決定しまして、その過程の透明性を確保します新規評価。それから、事業採択後一定期間を経過した箇所の継続や中止等の見直し等を行います再評価。それから、事業完了後の効果や維持管理の状況を確認しまして必要な措置の検討や今後実施する事業に反映させる事後評価、この3本がございます。この3本の中で新規箇所の採択から事業実施中、それから、完了後の事業実施の流れに沿いまして、それぞれ評価を3段階でやっているということでございます。

当評価監視委員会とのかかわりとしましては、新規評価につきましては、マニュアルの策定、それから、再評価と事後評価につきましては、それぞれ諮問、答申という形でかかわりを持っていただいております。このようなシステムを実施する中で、事業の効果的な実施、透明性の確保を図るというものでございます。

次に、新規箇所評価の基本的な考え方でございます。新規箇所評価は、新たに事業に着手しようとする箇所につきまして、事業区分ごとに当委員会で審議いただきました新規評価マニュアルによりまして、県の施策や役割などとの関連である「事業の位置付け」、それから、現状、課題、効果などの「必要性・効果」、それから、実施するための地元の状況等の「実施環境」の3つの視点から評価を行いまして、その箇所の予算化の優先度を決定し、新規箇所の決定過程の透明性を図るものでございます。

評価は、まず現地機関が新規評価マニュアルに基づきまして評価調書を作成し、次に各事業課による1次評価、本部による2次評価を経まして評価が決定いたします。評価結果

がそれぞれの視点、3つの視点によります判断で、「判断」とこの判断と申しますのが、それぞれの評価項目、3つの評価の視点ですべてAランクとBランクが1つのもの。それから、Bランクが2つと3つの分が「判断」ということとございます。その箇所は予算化が可能です。Cランクが1つでもある箇所が「判断」ということとすけれども、この「判断」の箇所は予算化できないということとございます。「判断」、判断」の箇所の中から本部の基本戦略に沿いまして充点実施項目や合併支援プラン、特定プロジェクトの推進のための振興策等を優先して選択と集中によりまして新規箇所の予算化を行っているところでございます。

平成19年度の新規箇所決定までの流れということとございますけれども、新規箇所評価につきましては、この前段にございますプロジェクト関連、これは例えば大規模なプロジェクトであります嘉瀬川ダム関連の地域振興策の事業とか、それから、地元からの要望事業とか、それから、県の施策上必要な事業等の中から新規箇所評価マニュアルによりまして現地機関が評価調書を作成いたします。その際、本部の基本戦略とか選択と集中、それから、新規箇所の予算化方針、あと、県の施策・戦略との整合性等を念頭に置きながら評価を行っていきます。

まず、現地機関がそういう評価をしまして、次に県庁の事業担当課が、これももちろん新規評価マニュアルに基づいて1次評価を行います。その後に本部の新規箇所評価会議、これは2次評価とございます、ここで評価を行いまして評価を確定させる。その後に予算編成を経まして議会等の承認を受けた後に新規箇所が決定し、本委員会への報告、それから公表という流れに沿っていきます。

次に、新規箇所評価の状況についてでございますが、これはお手元にお配りしております資料2-1というのがございます。資料2-1「新規箇所評価箇所数一覧」という表でございますが、めくっていただきまして19年度の新規箇所評価の箇所一覧を載せております。

1枚目が整備系というものの新規箇所の一覧でございますが、事業名が中山間地域総合整備事業を初め、いろんな事業がございます。その中で現地機関で評価した箇所数が63、1次評価をした箇所が同じく63、2次評価も同じく63で、予算化した箇所が62という数字になっております。

評価箇所数は、現地機関、1次、2次評価箇所が同数、予算化できなかった箇所が1カ所ございまして、予算化した箇所が62ということとございます。

新規箇所数が、現地機関、1次、2次評価が同数だったということとございますが、現地機関で評価を行う中で地元等からの要望は数多くあったわけとございますが、現地機関が評価調書を作成するまでには至らなかったというふうな事例があったということとございます。

例えば、ある市の経営体育成基盤整備事業、これは農地の利用集積を図るために排水条件の整備を行うというふうな事業で、地元農家の負担を伴う事業とございますが、この事業の要望があったわけとすけれども、水路の整備工法とか、どの水路を整備するかという

ことにつきまして受益農家の意識、合意形成が不十分ということ判断しまして評価調書を作成するまでには至らなかったという事例がございます。

また、道路整備事業につきましては、交通安全施設の歩道設置要望というのも地元からあったわけですが、数度にわたりまして現地機関が現地で歩行者、自転車等の調査を行いました結果、1日当たりの自転車、歩行者の通行量が40人に満たなかったということで評価を見送ったという事例もありまして、自転車、歩行者等の通行がもっと多い路線の評価を行ったという事例があったということでございます。

このように、現地機関で評価を行う中で評価調書を作成するまでに至らなかったものが大分あったということでございます。

2ページが維持系の評価箇所数でございます。維持系と申しますのは、例えば県管理河川の除草とか道路の舗装補修など比較的簡易な工事でございます。予算につきましては現地機関に枠で配分いたしまして、現地機関のマネジメントで事業箇所、それから箇所ごとの予算なんかは決定しているというものでございまして、評価は現地機関の評価のみとしております。維持系につきましては、現地機関の評価箇所数が97、予算化した箇所が95という結果でございます。

以上で私からの説明を終わりたいと思います。

荒牧委員長 この2-3の説明はいいですか。

事務局 個別の、先ほどの2-1の1ページでご説明しました総括表の個表でございます。2-2の2ページ、課ごとにまとめておりまして、農山漁村課分としましては、2ページ、7カ所ございます。中山間地域総合整備事業の伊万里西部地区、鹿島地区、2つとも「AAA」の評価で判断は「 」ということで、予算化の状況につきましては、2カ所とも平成19年度の6月補正で予算化しております。6月補正ということでございますけれども、19年度の予算につきましては、4月に知事選があったということもございまして当初予算は骨格予算ということで、当初予算につきましては、当初から着工を早くすべき、どうしても早くすべき、例えば雨期前に着工するべきものとか、どうしても急ぐ工事のみを対応しておりまして、肉づけにつきましては6月で対応ということにしております。

それから、3番から7番までがため池等整備事業ということで、唐津市の郷目木地区、鳥栖市の真木地区、伊万里市の瓶屋上地区、武雄市の二位道地区、基山町の本桜地区、すべて評価は「AAA」の判断の「 」ということでございます。予算化もすべて6月補正ということでございます。

次に、4ページでございますが、4ページは農地整備課分ということでございまして、経営体育成基盤整備事業の大町地区ということでございます。この大町地区につきましては、事業の位置づけが「B」になっておりますが、あとは「A」でございまして判断は「 」ということで、予算化の状況につきましては6月補正ということでございます。

それから、河川砂防課分ということで6ページでございます。6ページにつきましては、上から河川局部改築事業の波多津川、伊万里市の分でございます、それから納所川、多久

市、井柳川、吉野ヶ里町、この3地区が河川局部改築事業でございます。上の2つにつきましては「AAA」の「C」判断でございますが、3番目の井柳川の分につきましては、「ABB」という評価で判断は「C」ということでございます。この井柳川の分につきまして、地元の調整が未了ということで、この地区が予算化を見送ったという1カ所でございます。

それから、4番、5番につきましては通常砂防事業ということで、佐賀市の柚ノ木川第4、鹿島市の土穴川、評価につきましては、2つとも「BAA」、判断につきましては「C」でございます。同じく6月補正で予算化をしております。

それから、通常砂防の三ノ北坊川、多久市の分でございますが、これは「AAA」の「C」判断、6月補正の予算化でございます。

それから、7番目につきましては、地すべり対策事業の矢筈地区、武雄市の分でございます。評価が「AAA」の「C」判断、これも当初で予算化しております。

8番目以降が急傾斜地崩壊対策事業ということで、内野第1地区、佐賀市、「AAA」、清水浦第2地区、伊万里市、「BAA」、川良第1地区、武雄市、「BAA」、牛尾地区、小城市、「AAA」ということで、すべて「C」判断でございます。8番以降の急傾斜地崩壊対策事業につきましては6月補正で対応しております。

それから、水資源対策課分の8ページでございます。堰堤改良事業ということで、これは県が建設し、管理しております嬉野市の岩屋川内ダムの改築工事でございます。この分につきましては、評価が「AAA」の「C」判断で6月補正で予算措置をしております。

それから、森林整備課分、10ページでございます。山地治山事業ということで、19まで同じ事業でございます。佐賀市の勝打地区、唐津市の太道地区、唐津市の城ノ浦地区、伊万里市の横尾地区、大谷地区、竹ノ地地区、山中地区、瓶屋地区、土ノ元地区、川西地区、武雄市の草場地区、平古場地区、新行屋地区、大砂古地区、鹿島市の本森地区、小城市の荒谷地区、馬場地区、基山町の中山地区、有田町の中ノ原地区までが山地治山事業でございます。評価につきましては、それぞれ表に書いてあるとおりでございます。判断につきましては、すべて「C」判断でございます。予算化の状況につきましても、7番の山中地区から10番の川西地区までが当初、それから13番が当初、それから19番が当初ということで、あとはすべて6月補正の対応ということにしております。

それから、20番の地すべり防止事業の竹ノ上地区、有田町でございますが、これも「AAA」の「C」判断で6月補正でございます。

21番の森林環境保全整備事業、風配高原、太良町でございますが、評価が「AAA」の判断が「C」ということで、これも6月補正で対処しております。

それから、道路課の分でございます。13ページでございます。道路改良事業の国道498号の武雄市の分でございます。これも「AAA」の「C」判断で6月補正。

地方道路整備交付金事業、早良中原停車場線、吉野ヶ里町の分でございます。「ABA」の「C」判断で19年度当初で対応しております。

道路局部改築事業ということで3地区ございまして、鎮西唐津線、唐津市、「ABA」、

国道 385 号、吉野ヶ里町、「A A B」、多良岳公園線、太良町、「A B A」ということで、「」判断で、鎮西唐津線のみ 6 月補正、あとは当初予算で対応しております。

それから、交通安全施設整備事業、国道 207 号の太良町分、国道 444 号の小城市、みやき町東尾地区、みやき町、唐津肥前線、唐津市は、すべて「A A A」の「」判断で、6 番が当初、あとは 6 月補正で対応しております。

10 番から交通安全施設、これは安全歩行エリアということで、まちなかの歩道の段差を解消する事業でございます、佐賀市で 2 地区、あと唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市でそれぞれ 1 カ所ずつ事業評価をしております。すべて「A A A」の「」判断ということで 6 月補正で対応しているところでございます。

それから、港湾課の分、16 ページでございます。港湾整備事業の伊万里港、七ツ島地区の伊万里市の分、それから、港整備交付金事業、呼子港の呼子地区、唐津市、同じく呼子港の先方地区、唐津市、これはすべて「A A A」の「」判断ということで 6 月補正で予算化をしているところでございます。

それから、資料の 2-3 でございます。これは維持系の総括表でございます。河川砂防課と道路課分でございます。

河川砂防課分が 18 カ所、すべて河川保全事業ということで、河川名は省略したいと思っておりますが、それぞれ評価と判断はそこに書いてあるとおりでございますが、8 番の福所江第 2 排水機場、これは小城市の分でございますが、この評価が「B A B」ということで「」判断になっております。この内容は、河川の排水機場の状況を見る Web カメラの設置ということでございますが、これは「」判断ということで、次年度以降へ予算化を見送っておるということでございます。

それから、3 ページの 17 番でございますが、これも同じく河川保全事業の中通川、多久市の分でございますが、判断が「B A B」の「」判断ということで、これは中通川の河川の護岸工事でございます。これにつきましても 18 番を優先ということでございまして予算化を見送っております。

それから、道路課分でございます。5 ページからでございます。5 ページの 6 番までが橋梁の補修事業ということで、それぞれの国道の橋梁の補修事業でございます。維持系の事業でございますが、評価につきましても「A A A」から「A A B」で判断はすべて「」、6 月補正で対応しております。

それから、7 番から 13 番まで橋梁保全事業ということで、国道、主要地方道等の道路にかかります橋梁の保全事業でございます。これも「A A A」から「A A B」ですべて「」判断で、11 番が当初ですけれども、あとはすべて 6 月補正で対応しております。

それから、14 番から道路防災対策事業ということで 27 番まででございます。これも「A A A」、「A A B」ということですべて「」判断でございまして、すべて当初で対応しているところでございます。

それから、28 番から道路保全事業、舗装補修でございます。これもそれぞれの道路の舗

装補修ということで、評価につきましては「A A B」から「A A A」でございます。78 番まで評価しておりまして、評価が「B B A」の判断が「 」というのが31番、41番、それから「B B B」の判断「 」が45番でございます。判断「 」でございますが、当初からゼロ県債で予算化をしているところでございます。

ここで、予算化の状況のところゼロ県債というのがございますが、このゼロ県債というのは、通常、年度の当初予算で措置するわけですけれども、どうしても早く事業、兩期前に終わらにゃいかん事業というのは、前の年の予算といたしますか、前の年に予算措置しまして4月からすぐかかれるゼロ県債、前の年には措置はしますけれども、ゼロ予算で4月から予算をすぐつけてやれるような予算上の仕組みでございまして、その分をゼロ県債、前の年にはゼロ予算、これ、18年度もゼロ県債となっておりますのは、18年度の予算はゼロなんだけど、18年度ですぐ取り組めるような予算上の仕組みをとっているところがございます。それで対応したということがゼロ県債で対応したという部分でございます。この事業につきましては、79カ所すべて予算化ということでございます。

以上でございます。

荒牧委員長 それでは、今、事務局からご説明がありましたけれども、委員の皆さんからご質問、ご意見ありませんでしょうか。

古賀委員 例えば、資料2-2の14ページ、そこだけではないんですけども、例えば、全体の事業費が1,000万円、17番とか18番ございますね。19年度の事業費が、全部、全体事業費と同じなのに完成年度が21年度と。

事務局 失礼しました。これは完成年度の間違いでございます。19年度です。記入ミスでございます、すみません。修正をさせていただきます。

荒牧委員長 ほかにどうぞ。

2,000万円くらい、1,000万円くらいのものから9億円とか、それくらいのかいものまで新規で上がってきています。この委員会は、別にこれをチェックする機関では多分ないと思いますので、報告でよろしいんでしょうけど、我々のつくったシステムがちゃんと機能しているかどうかということは、やっぱり成績を見てみないとわからない点もありますので、この具体的なものは我々が新規評価マニュアルとしてつくったものがちゃんと動いていて、真っ当なものが選ばれているかどうかということなんでしょうけど、一つずつの事業がよくわからないので、本当にこれが正しいかどうかということはチェックできませんけれども、何かご意見は、それぞれ地元のところでは大体こんなものがあるだろうということはおわかりかもわかりませんので調べていただいて、真っ当に機能しているというか、まだ問題を抱えながらよちよち歩きでやっているかというところをすこしご判断いただければいいかなと思います。後で新規評価マニュアルの内容を少し変更したいということのようです。

どうぞ、委員の方、何かご意見ありませんでしょうか。

確認ですけど、今度出されるのは、情報公開でどれをお出しになるんでしょうか。

事務局 委員会にきょうご提出しました資料につきましては、すべて公表いたします。

荒牧委員長 ホームページかなんかで公表されるんですか。

事務局 はい、ホームページで公表いたします。

荒牧委員長 という内容のようですけど、この表の書き方がどうかというふうに、これでわかるのかということも含めて。「AAA」とか「 」だとかの評点は、どこかに注釈をつけてホームページで公開されると思っていいですね。我々は何となく知っていますけど。

事務局 それぞれの箇所の個表まで公表するようにしております。

荒牧委員長 何かご質問ありませんか。

ただ、ちょっとなんかこう、2-1の表を見て、この前も私は話をしたような気がするんですけど、このイメージが、私たちが一番最初につくったイメージとちょっと違うんですね。この表を見ると、現地機関でもうほとんど精選されて、もう終わって出てきているわけですね。だから、ここから落ちるといのは、予算のときの何らかの形であって、よっぽどのことがないと落ちない。すなわち、事業担当課の評価でも落ちないし、県土づくり本部でも落ちてない。こういうものを我々はつくっていたんだろうかというのが、どうもニュアンスが違うような気がする。私たちのイメージは、例えば、土木事業のやらなければならぬ事業が100カ所ぐらいあって、その中から40カ所ぐらいを選ぶのが難しいと、だからそこに優先順位をつけて、重みをつけて、評点をつけてやる。そして、落ちたものと通ったものの両方を公表する。我々はこういうことをやるんだよという、そのためのマニュアルであるぞよというふうに理解して作業したような気がするんですね。

だけと、使われている使われ方は、どうもそういうふうには使われなくて、もうちょっと何か身内のといいますか、評価するためにはむしろ使われているのかもしれないけど、どうも使われ方が私たちが当初考えていたのとはちょっと違うんじゃないかという意識があるんです。

だから、イメージしてください。私の感覚は、100ぐらい事業しなければならない、したいのがあって、そのうちの40ぐらいがこれで選ばれてくる。そのプロセスが公開されているというイメージだったんですね。それがどうも、98%という、今一番評判の悪い入札率みたいなもので、何だか入札率が高けりゃ危ないというのと同じように、達成率がいいと、むしろ逆に不信感があるというような感じになってしまって、どうもなんかニュアンスが違うんですよ、私の感覚とは。そこはちょっと県庁の人たちと私との感覚の違いでしょうか。委員の皆さん、どうですかね。どうも私の感覚では、この使われ方が違うような気がしてしょうがない。

皆さん、プロだから、これぐらいの予算しかないことは本部制をとられて大体わかっていますから、それに合うぐらいのものしか作業してないんじゃないかと思うんですね。そうすると、このマニュアルは要らないじゃないかと、はっきり言うと。すると、我々の仕事が1つは減るなという感じがするんですけどね。予算が相当削られてきているだろうし、そして、年度ごとの計画も既に頭の中に皆さん方おありになって、今年度、これくら

いしか事業がで কিনなということ、プロですから、それぐらいのことは当然おわかりでしょう。ですから、それに見合うものを事業として計画に載せてチェックする。しかも、よさそうなものをチェックする。何かそういうことのような気がして、Cが1つもないというのは、要望に寄せられていること、やらなければならないことで、そんなにCが1個もないような状況なのかと。もうちょっと我々は何か予算要求してもよさそうな気がしてきましたね、こうやって見ると。まだ熟度が足りないと怒られてもいいような気がするんだけど。どうですか、委員の方々、もう随分長いことおやりになっているので。愛野さんは、きょう初めてですが。私の感覚とはちょっと違うぞということ、この前も私はちょっと言ったような気がするんですが、先生方、いかがですか。

これをウェブで公表することは多分意味がないと思いますよ。だって、2個ぐらいしか落ちてない。しかも、それは予算でしょう。準備不足というのが1つか2つあったけど、あれは初めからCにしていたらという感じがするのね。3つ目ぐらいところに評価項目があって、準備が十分できてない、熟度が足りないとすると、地元調整ができてないよとなると、CになるはずのものをBで上げて予算が足りないから落としますとかというのは、新規評価の項目ではなくて財務評価のプロセスに入っているわけで、ちょっと何か使われ方が違いますかと。

このマニュアルをどうやって活かすかですよ、ほんとに。県民にオープンに透明にして、みんながその表を見て、なかなか見ないとは思いますが、見てチェックできる。そして、おれのところより向こうの方が先に通っていると、私が要望したのはCになって、向こうはBになって、何でそれは違うとやらかして文句が出て初めて機能するような気がするけど、このままだとみんな通っているから、通ったところだけ出てくると、みんな万歳みたいな形でね、もう通ってしまえばこっちのもんだから、BだろうとAだろうと知ったことじゃないという感じでいくじゃないですか。だから、むしろCで落ちているところが意味があるような気がするんだよね。どうですか。

池田県土づくり本部長 荒牧先生が昨年も、そういう観点からの整理が必要じゃないかということでおっしゃいまして、現実的にはいろんな要望が、先ほど申しあげましたように、全体がピーク時からすると半減している状態で、件数がこれだけありますけど、県土の安全・安心という部分については、それはもう住民の財産・生命を守るというようなことで件数の中には相当入ってきています。それから、維持系については基本的に予算をストックといいますか、そういうような形の部分については改めて再投資をするのは財政が非常に厳しい中で、そういうものを重点化して行って、通常の改築系といいますか、ここに整備系としていますが、中には地すべりとか急傾斜とか住民の生命・財産といいますか、そこら辺も入ってまして、そこら辺は基本的には現場の状況から直ちにしくなくちゃいけないという部分は基本的に拾うという形をやっていまして、そういうのが全体としてシェアが増えてきているんですよ。ただ、それ以外に地域からの要望というのは道路系を含めて相当な要望があっておりまして、熟度がそこまでいってないとか、やはり今、

事業評価を10年というスパンでしていただいていますので、概ね5年とか6年で成果が上がるような切り方をして予算を、10年間もやりましょうということで最初から大規模な事業をするんじゃなくて、5年とか10年を一つのスパンにしてやっていこうというような形をしていますので、そういう意味では新たな整備系は、財政が厳しい中で厳選をしなくちゃいけない。

そういう中でやっておりまして、現地機関の評価の前に、このことについてご指摘をいただいていたものですから、冒頭、きちっと説明してくれということの指示をしていたんですけども、その部分をもう少し経過をきちっと整理して、その中には当然Cとか、Cが入れば予算化しませんので、入ってきていますので、その部分を、容量そのものにはそこはしてませんが、じゃ、地域からあった要望をすべて上げるかどうか、その基準がちょっと…。

荒牧委員長 私は、やり方はわからないけど。

池田県土づくり本部長 確かに、結果だけをお示しした表だけでいくと、ご指摘の面と見比べると、県民の方からちょっと見にくいというような…。

荒牧委員長 私がこの表を見せてもらったならね、土木は公共事業は大体おさまってきたんだと読みますよ、これを見たら。すなわち評価に上がってきたものは大体通って予算化されているから、大体サーキュレートしてきて事業が余りなくなったと読みますよ、この表を見たら。だって、要望が100ぐらいあって40になったわけじゃなくて、100出てきて100選んでいるわけだから、もう要望がもともとないから、公共事業は今まで無駄なことをやっていたんだと私は読みますね、この表は。多分、事情は違うとは私は思うけれども、まだ道路をつくってほしいとか、修理をしてほしいとか、例えば橋梁で、アメリカの話じゃないけど、いつ何時、橋梁が落ちてしまうかわからないという状況だから、ちゃんとした調査をやりたいとか、技術屋ならやりたいことがいっぱいあるはずでしょう、本当は。

中村交通政策部長 一つは、ここで評価を受けた結果が公表されるわけですけども、何となくCがついたりすると有罪宣告を受けたような感じでね。そこが我が国の風土かもしれないけれども、復活戦できちっとまたすぐ上がれるという形であればいいんでしょうけれども、何となくCを受けたために、それで復活がなかなか難しくなってくるとか、そういう感覚が少しあるんじゃないかと。

もう一つは、作業量が膨大になってきますので、実際にはこの2倍以上、要望段階で落ちたものがあると思いますけれども、それぐらいと聞いていますけれども、その辺の作業量の問題もあると思います。

古賀委員 荒牧先生が大方お話しになられたんですけども、今、本部長さんがおっしゃった、チェック評価が十分でないから…。

池田県土づくり本部長 評価そのものをその段階でやってない。

古賀委員 やってないわけでしょう。例えば、カウントすれば、ここでは100%できるわ

けですね。おっしゃるように、これ以上のものがたくさん要望で出ていたりするだろうと思うんですけど、少なくともそういう数があったということはやっぱり明確にしなきゃいけないんじゃないでしょうか。

寺田交通政策部副部長 これ、やり方の問題で、今ここに書いてある「A B B」とか「A A B」というのを現地機関でいきなり評価しているからこういうことになっていると思うんですね。だから、一つのやり方として、例えば現地機関は「A A B」とかいう評価はしなくて、代替的な言い方で出してきて、それを1次評価、2次評価、最終的な部分がいいと思うんですけど、そこで「A A B」の評価をするというやり方をすればいいんじゃないでしょうか、同じマニュアルを使って、いきなり現地機関で「A A B」じゃないと駄目だというような評価をしているから、Cが出てきてない状況だと思います。だから、この表に出てくるようなやり方をすれば。

荒牧委員長 皆さんプロだから知恵はあるだろうけど。

古賀委員 統一的な、地域ということじゃなくて、本部でもいいんですけど、そこで統一的な評価をするようにされないといけないんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

牟田県土づくり副本部長 現地機関でCをつけたらどう....。

寺田交通政策部副部長 同じルールだから先が見えるわけですね。

荒牧委員長 だけども、皆さん本部にいるわけじゃない、偉い人たちだから。偉い人たちは、そこをちゃんと作業してもらわないと、いわゆる佐賀県の公共事業自体が、もしかしたら私が言ったみたいな見方をすれば、もっと減らせと言われるよ。たったこれだけのあれで出てきて、もうこれぐらいで100%だと。もっと減らしていいんじゃない。だって、半分に減らしただけでも100%通るんだから、という戦略を持っておかないと、今、中村さんが言われたことは多分正しいけど、その作業をちゃんとやっておかないと、公共事業はますます削減、もっとどんどん減らしていいよという話になる。

だって、山を守るという話、佐藤さん、後で教えて。山を守るという話だけでも、治山ということで相当量出ていますけれども、本当はやらなきゃいけないことはもっと、例えば1,000ぐらいある、規模からいくと。その中を年度ごとに区切って例えば30年ぐらいかけてやる、それで終わるかどうかもよくわからないというぐらいの話になっているのであれば、それがわかるようになっていないと、治山で100%ですよ。2,000万円ずつずつつけていってもたかがしれていると思うけど、やれる量はね。そこが県民にわからないと、この表だけ見れば、要望が出て、必要なところに100%ついているから大丈夫だねというふうに見ませんか。現地じゃないよ、現場事務所じゃなくて、あなたたちのようなプロが、一番偉い人が戦略として考えておかないと危なくなるんじゃないですかと言っているんですよ。

愛野委員 私、初めてこれ見せていただいたんですけども、まさに、こういう形で情報公開をされると、荒牧先生のおっしゃっていることが危惧されるなと思ったんですね。というのは、確かに、選択と集中というのは予算上、仕方がないことだろうと思いますけ

れども、現地機関評価のところ、新規箇所評価にしても選択と集中をされているわけですね。ですから、そのまま出ちゃうと、これがすべての要望箇所に一般の人はとっちゃうんじゃないかと思うんですね。ですから、要望したものはほとんど通るんだという感覚を一般の県民の方が持たれると、この委員会は何だったんだろうみたいなところがあるんじゃないかと思います。ですから、要望が出たものから現地機関の評価に至る過程の部分が県民に情報公開されるべき部分じゃないかなと思います。

古賀委員 現地でCとついたら出てきてないわけですね、ここまでこないわけですね。

荒牧委員長 どうせ落ちるからね。

寺田交通政策部副部長 どうせ落ちるといことがわかっていますからね。そういうやり方が悪いですね。

古賀委員 そこはちょっとね。

愛野委員 その部分を何か情報公開されれば。

荒牧委員長 逆に言うと、それだけの数しかなかったら、その事務所は要らなくなるぞと逆に脅かせばいっぱい出てきますよ。だって、「AAA」、「AAB」しか上がってこなくてCがなければ、あなたたちの事務所自体は要らないということになるじゃないですか、そのうち。だから、そこは言えば、そんなことをやられるのは嫌だから。

寺田交通政策部副部長 例えば、地元の合意形成が、ことしはCだけれども、次の年はBになるということが当然あるわけですから、その前の年はCだったということも含めて出すような...

荒牧委員長 多分、もう皆さんの頭の中にあるんですよ、大体何件ぐらいとかと、プロだから。それに合わせてつくるから新規評価が全然おもしろくなくなって、そんなら初めからそれでやればと。

川本委員 予算自体もどのくらい少なくなっているのかわからないですね、100%だと。

愛野委員 現地機関から、これぐらいの数しか出してはいけないという暗黙のルールがあるんですか。

牟田県土づくり副本部長 それはないです。

寺田交通政策部副部長 あらかたの予算の枠というのはあります。

牟田県土づくり副本部長 今、現地機関である程度マネジメントできるようにしていますから、昔みたいに要望類はみんな本庁で判断せると。本庁は、これとこれはいいいけど、これはだめだと。現地機関は、本庁が駄目と言っているからといったようなことじゃなくて、ある程度、現地機関も自分のところの予算規模を考えながら、どれぐらいの実力があるのかというのは判断をしてくれという県庁の仕事の仕方をやっておりますので。

荒牧委員長 聞き過ぎですよ。それをやって、このシステムで公開すると、逆効果を生みませんか。

寺田交通政策部副部長 例えば、現地機関評価の箇所数のもう一つ手前に地元からの要望数とか全体の箇所数があればまだましですね。

愛野委員 要望箇所数とかですね。

鶴田県土づくり副本部長 今の財政状況で、一つの方針として、やっぱり選択と集中ということがございますので、今、そういう意識というのが現地機関に、事務所においても、そういう意識は強く持たれていると思うんですね。だから、そういう形でCがあれば一発でだめだと。地元調整で手間取っているところについては、やっぱり次年度回しという意識があるということが一番の原因じゃないかと思うんですが、そこら辺、今お話しのように、このすき間を埋める方策を…。

荒牧委員長 もう少し検討していただけないですかね。多分、このやり方では僕らが最初に考えたイメージとは随分違った使われ方をしているような気がするし、これはむしろ愛野さんが言われたように逆効果じゃないですかと言いたい。

愛野委員 もう一つ、このままずばりすべてが細かい部分まで出てくると、選択と集中はわかるんですけども、いろんな要望を地元でした人も見るわけでしょう。そうすると、これは選択と集中が切り捨てと縮小されているぞというふうに、要望した人が載ってもないということになると、逆に誤解を生むんじゃないかということはないですかね。

荒牧委員長 だから、中村部長が言われたことと、今、愛野さんが言われたこととはまをどういうふうに、例えば、自分が要望したものがCとつけられたら、「なんでCだ」と、本当はそこから始まるのかもしれないなという気もするけれども、そのうまい解決策というか、民主主義としての公開の原則、それから人間の感情、Cとつけられたら、もう傷ついてしまうというような感覚の違いをちゃんとおさめる方法を考えて、もう少し使い方、新規事業について。僕は、個別のことについては意見はありませんけれども、少なくとも使い方についてもう少し何か工夫が要るなという感じがします。いかがですか、委員さん方、私の言うことが間違っていたら修正してください。この前見せてもらった時に一瞬そう思った。100%が気に入らない。2回目と3回目の会議は要らないじゃないですか。100%で通すんだったら、2回目、3回目の会議は要らないじゃないですか。

池田県土づくり本部長 それは角度がちょっと…。

荒牧委員長 だけど、あなたたち、偉い人たちは、選択、集中する側にいるはずじゃないですか。みんなが、わがまま言うやつをコントロールするのが皆さんの仕事じゃないですか。

池田県土づくり本部長 19年度の当初予算を、現地機関に来たものを集約すればできるんじゃないですかね。公表するまでの作業…。

事務局 要望が来ているものは出てきます。

荒牧委員長 このままでは…。

池田県土づくり本部長 「AAA」となっていますけど、最初のAのところはCになっていると、ほとんど死刑宣告なんですよ。後ろにCが入るのは問題ないんですけど、一番最初は事業の位置づけですが、そこでCになるとほとんどだめなんですけど。

荒牧委員長 それこそ、無駄な公共事業と呼んでいますね。

池田県土づくり本部長 そこまで現地機関で整理をするというのは非常に難しいかもわからないですね。位置づけがCだという瞬間に、それを公表すると、要望があってもですね、そこまではちょっと。ちょっと時間をかしていただいて。

荒牧委員長 皆さんたちが、これは無駄な公共事業だと読んでいるのがCでしょう、位置づけのところは。要らん仕事をするようになると思うからでしょう。それがあなたたちの誇りじゃないですか。はっきり誇りとして、我々だって要らん公共事業にC宣告をつけていると、むしろ公表した方があなたたちの誇りが保たれると思います。

池田委員 何でだめなんですか、Cをつけるのが。

池田県土づくり本部長 いいんですけど、結果としてCをつけた瞬間に評価するのは、実態として、現状の事務処理の仕方として、Cになると予算化できませんので、その段階で評価をやめているという感じなんですよ。

荒牧委員長 だけど、そのC評価を公表するということが皆さんたちが無駄な公共事業をとめているという証明になっているよ。それを余分な作業だと思わないで、無駄な公共事業をとめる作業を我々はやっていますということを使う。「いや、おれのやつは無駄な公共事業ではない」と地元から出てくるでしょうよ、きっと、「こういう理由でよい事業になる」と。そこでまた論争が始まればいいのであって。

川本委員 C評価があれば、もう上がってこれないんですか。

池田県土づくり本部長 上げていいんですけど、今年度の新規事業として採択を見送りますので、その作業を現地機関として、そういう環境にある分についてはもう評価をしなくて、B以上のもので、Bの中で幾らか最終的に予算の規模とか優先順位の関係で見送られるのはやむを得ないなという世界になっているのかなと感じるんですね。

池田委員 要望があって、「これはCですね」と言っているじゃないですかね。

荒牧委員長 あなたたちはやさし過ぎです。

池田委員 「何でだ」という話になって、こうだからということがわからないと何かこう、私たちの商売で、「そのうち、そのうち」と言っていると、いつまでも電話がかかってくるのと一緒で、今の段階で、その条件では無理だということ。

池田県土づくり本部長 当然、要望があっている団体とか自治体に対してはご説明はしていると思います。

愛野委員 現地機関でしっかりしているわけでしょう。

池田県土づくり本部長 そこはご説明はしていると思いますが、それがちゃんとシステムの的に整理をしているかということが、そこまで至っていないということです。

荒牧委員長 皆さんたち、一生懸命やって、身内で何とか解決しようという心やさしき人たちだから。もうちょっと何か、自分たちが追い詰められているんだから、土木屋さんたちは既に。もうちょっとちゃんとしてますと。無駄な公共事業には厳しい目でやっていますよということも言っておかないと信頼されませんよということもあるんじゃないですか。

齋藤委員 もう一ついいですか。私、県の東部、鳥栖におりますが、もちろん、AとBのウエートとして予算化されて、これだけ100%近くいきますが、非常に私はひがみ根性かもしれませんが、西の方が多いですね、予算づけが。それは東部の方からの要望がないんですか。

池田県土づくり本部長 新規箇所かもわからないですね、いろんな事業を東部でやっていますから。

齋藤委員 じゃ、言いに行きます。

池田県土づくり本部長 全体としてはですね、県土全体を見ると、どうしても東部の方が開発も早く進んでいますから。

齋藤委員 そうですか。西の方がうんと進んでますよ。前から私はそういうひがみ根性で言っているんですけど。

池田県土づくり本部長 継続で今やっている部分が、基本的にここに載っているのはそういう感じかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、新規事業は基本的に地すべり、災害、急傾斜、そういうところは基本的に採択しますけど、通常の改築系については、今、抑制的にやっているんですよ。ですから、継続事業については、川久保鳥栖線でも今やっていますので、それはこの表に出ていないというだけで、ちゃんとやっていると思いますよ。

鶴田県土づくり副本部長 以前は道路でもセンターラインが入るような二車線の道路というのは、交通量の多いところということで東の方が多かったんですね。今、委員さんが言われるように、西の方は一車線しかなかったところを二車線にやるときに歩道をつけているというような状態のところ結構ありまして、東の方より歩道の設置率がいいなというような見え方というのはあるかと思います。

齋藤委員 私、非常に年とっていますから、長年見てます。

荒牧委員長 県境に近いと、どうしてもそうなるよね。これはもう必ずそうだと思うよ。

池田県土づくり本部長 鳥栖の元土木事務所の所長がおりますから。

寺田交通政策部副部長 私も東部に住んでいるんですけど、私の感想を言わせていただければ、評価の中に地元の合意形成というのがあってあるんですね。そういうところで、やっぱり都市化が進んでいるところは、各個人さんのいろんな主張も違いますし、いろんな意見を持った方がいっぱいいらっしゃいますから、そういう意味でも、すべての人の合意形成ができて、さあ準備できましたよという段階までになかなか時間がかかったり、そういうケースもあると思います。でも、本部長が言いましたように、佐賀県全部を見てみると、やっぱり公共事業というのは、3号とか34号とか進んでない面もありますけれども、大雑把に見て東部の方が社会基盤全体としては進んでいる感じはするんですけどね。

齋藤委員 進んでいるように皆様は思われますが、実際、生活圏から見ると、本当に必要なところは進んでないんですよ、今までが。見えるところは非常によくなっているようですけど、実際、生活圏の中の人たちから言うと、まだまだ道路は狭いし、何は狭いし、

変な拡幅をやるので、その辺が地元の合意形成と言われると、その辺が問題になるんでしようけれど、鳥栖の人たちがそれに甘んじているのかもしれませんが。ただ、やっぱりちょっとひがんでます。

荒牧委員長 よろしいですか。ほかにご意見ないでしょうか。

村田委員 資料2-1の一覧表ですね。1ページめくります。そうすると、現地機関評価箇所数というのがまずありますね。その前に一つ欄がどうも要るんじゃないかと。そこをどういう具合に書くかわかりませんが、上手に書いていただいて、そのときは事業名ごとに書く必要は全くないんじゃないかと私は思うんです。例えば、小計だけでもいいし、あるいは場合によっては最後の合計欄のところね、120あったとか、多分それぐらいあるんだろうと思うんですけどね。一々要望じゃなくて、現地機関が評価した数ですね、これなんかあった方がいいんじゃないかなと思います、公開されるときに。工夫していただければいいと思います。

荒牧委員長 そちら辺のところ、もう少し工夫してやらないと、このままではちょっといろいろ誤解を受けますよということです。個別のことについては特に意見はありませんが、よろしいでしょうか。 それでは、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は、新規評価マニュアルの変更について、事務局の方からご説明をお願いします。

宮崎農地整備課長 農地整備課長の宮崎です。パワーポイントに出ていますが、お手元の資料では資料3と3-1です。パワーポイントは3-1の資料です。パワーポイントの方で説明させていただきます。

対象事業としまして、表題に出ていますが、「土地改良総合整備事業」でございます。

次をお願いします。今回のマニュアルの改訂点ですが、事業名の変更ということと、評価視点「位置付け」の一部見直しということをお願いしたいと思っております。

次をお願いします。事業名の変更ですが、先ほど、土地改良総合整備事業という事業名をお話ししましたが、この事業については、既に制度がなくなっておりまして、新規採択は、地区としては採択しないということで、今、「経営体育成基盤整備事業」という中に統合されております。そういうこともありまして、今回、事業名を、内容にも一部変更がありますので、一緒に変えたいという内容です。

事業の内容としましては、そこに写真がありますが、例えば、農地の排水が悪い場合に暗渠排水ということで水田の下に有孔パイプを埋めるという事業内容、あるいは圃場整備ということで区画の形状をきれいに直す、あるいは水路の整備ということで排水路とか用水路の整備、あと地区内の耕作道の整備といったメニューがありますが、この事業では2工種を選んで事業を実施できるという内容になっております。

次をお願いします。事業名の変更は先ほどご説明した内容ですが、一部、事業要件の、事業制度としては内容がちょっと変わっております。1点目が、採択の農地面積というのが、もともとは60ヘクタールという要件があったんですが、これが20ヘクタール以上という

要件に変わっております。

その下に 2 つ赤字が書いてありますが、こちらが大きな内容でありまして、担い手の農家数が事業実施前と後に比べて増加していること。数字は書いてありませんが、30%以上、担い手の農家数が増えるというのが要件になっています。

この担い手の農家ですが、「 」として下に書いてありますが、4 ヘクタール以上経営しているいわゆる専業農家、それともう一つが集落営農組織ということで、集落で協定を結びまして、集落が所有する農地が 20 ヘクタール以上という規定ですが、協定を結んで集落の方々が営農作業を分担して経営をする、それによって効率化を図っていく、最終的には法人化を目指すという組織であります。こういった農家が増加すること。

それともう 1 点が、担い手の農家が経営する農地面積が地区内の中で増加することというような要件が新しく加わっています。

次お願いします。「評価視点の『位置付け』の見直し」ということで、1 点目が、ちょっと細かいですが、評価指標のところに赤字でくくってあります「農地の高度利用」というのと、3 つぐらい下の「指定作物（麦・大豆・飼料作物）の拡大」、後で細かくご説明しますが、これを統合して 1 つの項目として評価指標としたい。

もう 1 点が、先ほどの経営規模の拡大という要件がありますので、それについて青でくくっておりますが、この基準値を見直したいという内容でございます。

次お願いします。1 点目の「農地の高度利用」、上に 2 つの四角がありますが、これは現行の基準でございます。まず、「農地の高度利用」と書いてありますが、これは何を言っているかといいますと、「耕地利用率」と書いてありますが、これは地区全体の農地面積が例えば 100 ヘクタールありますと、そこで表作と裏作ということで作付面積が出てきます。その作付面積率が増加することが 1 つ要件になっております。もう 1 つが、米、大豆、飼料作物の作付の面積が増加することというのが要件になっております。

ただ、佐賀県の実態を見ますと、農地の耕地利用率、全国で平均的に見ますと 93%程度ですが、100 ヘクタールの面積に対して感覚的に大体 93 ヘクタールしか作付されてないという意味ですが、佐賀県の場合は裏作で麦とか飼料作物を大分作付しておりますので 144%の利用率になっております。それと、麦、大豆、飼料作物の作付率は、全国平均で 18%ですが、67%と非常に高くなってきているということがあります。

麦、大豆、飼料作物の作付率と耕地の利用率は、先ほどご説明しました裏作との関係が密接だということで、これを一本の指標にして整理したいというふうに考えております。

次お願いします。考え方ですが、グラフでご説明しますと、一番左が採択時というふうに見ていただければと思います。ちょうど真ん中あたりに県平均値、今ですと 144%です。まず、この耕地利用率が全く増えない、あるいは下がるものは評価点としては 0 点、上がるものは 10 点。ただし、県平均を上回るものについては、さらに 10 ポイント加算して 20 点という段階的な評価にしたいというふうに考えております。これが 1 点目の変更です。

次お願いします。次の評価の指標ですが、経営規模の拡大ということで、現行は担い手

の農家が経営する農地の面積が概ね 40%、事業実施前後で増加するという、あるいは地区の面積の 25%以上を担い手の農家が経営する。これはわかりづらいんですが、数字を当てはめてお話ししますと、例えば、100ヘクタールの地区があると、そこに事業実施前に担い手の農家が持っている農地が 20ヘクタールとすると、上の「または」の前の「40%以上増加」というところで、40%増加ですから、20ヘクタールの 40%は 8ヘクタール、担い手の農家が経営する面積が 28ヘクタール以上になること、あるいは 100ヘクタールの 25%ですから 25ヘクタール以上を担い手農家が経営すること、このどちらかをクリアすれば評価点をもらえたということでございます。

ただ、佐賀県の実態ですが、実は 19年度から経営安定対策ということで、「 」のところに書いてありますが、先ほどご説明した担い手農家の所得を補償するという制度が入ってきました。これによって集落営農組織が相当な数が立ち上がっております。そういうこともあって、現在、佐賀県全体の水田面積のうち 64%が、これら農家が経営しているという数字になってきていますので上の数字と合わなくなっているということがございます。したがって、現状をもとにして基準値を見直したいと考えております。

次お願いします。これも「採択時」と「完了後」と書いてありますが、事業実施後に増えた場合は 10点、さらに、先ほど話しました県平均の 64%をさらに超えるものについては、さらに加算して 10点を加えます。そういう目標を持っている地区については 20点という評価をしていきたいというふうに考えております。これが 2点目の変更です。

変更点としては以上です。よろしく願いいたします。

荒牧委員長 今のご説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

宮崎農地整備課長 すみません。資料 3 をご説明しませんでした。2 ページ目の現行の土地改良総合整備事業の改訂表がありますが、このうち変更をお願いしているのが事業名と、一番上の「位置付け」のところの評価指標の上から 2 つ目の「農地の高度利用」という点と「経営規模の拡大」、その下の「指定作物（麦・大豆・飼料作物）の拡大」、この 3 つを変更したいという内容でございます。

書きぶりとしては、4 ページ目に書いてありますが、今ほどポンチ絵でご説明した内容を文章的に直したものが 4 ページ目であります。現行が、例えば農地の高度利用、先ほどご説明しましたように、事業実施前より 10%以上増加する見込みがある、現行が 10点ですが、これを一番下の指定作物の拡大、これも 10ポイント、現行で与えていたんですが、この 2 つを統合して右側の上から 2 つ目の四角の内容にしたいというものです。

それと、一番下の部分が経営面積ですね、これについては右欄の一番下のような 3 段階の評価にしたいというふうに考えております。

あと、後ろのものは変更点がございません。一応参考までに内容として入れております。以上です。

荒牧委員長 ありがとうございます。今のご説明について何かご質問はございませんか。

齋藤委員 作付率が144%、佐賀県はすごいなと思いましたけど、逆に、毎年のこのパーセンテージというのは、大体どれくらいで推移しているんですか。

宮崎農地整備課長 毎年、統計データをとっておりまして、若干アンバラがございますが、ほぼこれくらいで推移しております。

齋藤委員 ということは、これだけしないと食べていけないということですか。

宮崎農地整備課長 植えつけた方が、それは収入は得られますので、どうなんですかね。

齋藤委員 ということは、全国的は九十何パーセントくらいで食べていけるといのがすごいですよ。

宮崎農地整備課長 といいますか、例えば北海道、東北、北陸、北の方ですね、あっちの方は雪ですから、できません。九州で見ますと、佐賀県と福岡県がこの率が非常に高い。南の方は割と畑が多いものですから、この率は水田の率だものですから、南九州の方は畑が多い面もあると思うんですが、こういうところは高くないです。

齋藤委員 それと、担い手農家の所得補償というのは、いつから始まったんでしょうか。

宮崎農地整備課長 もともとは、19年度以前は、例えば、麦ですと麦については幾らとすることで単品で所得補償をしていました。ただし、19年度から品目横断的経営安定対策という名前がついているんですが、経営する農家の、先ほど言いました4ヘクタールとか集落営農にならないといけないんですが、そういう農家の所得に注目をして、いろんなものを作付るんですが、それに対して補償するという制度に今回変わった。

先ほど、集落営農が増えたという話をさせていただきましたが、大規模農家は4ヘクタール持っていれば対象になるんですが、小規模農家は対象になりません。そういうこともあって組織をつくることによって集落営農組織ができ上がるという状況です。

齋藤委員 今、ちょうどそういうふうな傾向にありますよね。私も実際に興味を持ったんですけども、団塊の世代、60歳以上の方々が退職されて田んぼをお持ちの方々が寄って一緒にやろうというような組織を今つくられている方が鳥栖でもいらっしゃるの非常に興味を持ったんですけど。ただ、そこまでいくのが、組織をつくってしまうまでがなかなか難しいとおっしゃっていました。だから、その辺の指導がこれからは大切になっていくのではないかと思いますけど。

宮崎農地整備課長 うち、こういう基盤の仕事をしているんですが、生産振興部の方では経営に着目して機械の共同利用を推進するとか、作付の体系をきちっとするとか、そういったことを指導してうちと一緒にやっているところです。確かに、委員がおっしゃるように、今後が大事だと思います。

齋藤委員 そうですね。わかりました。ありがとうございます。

古賀委員 耕地利用率というのは、最高までいったらどこまでいくんですか。

牟田県土づくり副本部長 コネギだったら年間6回作付できます。

古賀委員 ものによって。ただ、余りにも早く成長するものは安いですね。だから、経営上から言えば必ずしもこれがいいのかどうか。

牟田県土づくり副本部長 率に出てくるのは、やっぱり土地利用型しか率に上がってこないんですね。ハウスで回しているものは面積そのものが小さいので。率にあらわれているのは、佐賀では裏作の麦とタマネギです。

古賀委員 そしたら 200%が限度ですね。

牟田県土づくり副本部長 200%というのは、現実には不可能な数字だと思います。

宮崎農地整備課長 平場の方、これは佐賀県の県平均ですから、中山間とかも入っている数字で 144%ですから。

牟田県土づくり副本部長 これでも、もう十数年、日本一です。

川本委員 1つ質問というか、集落営農組織というのは、圃場整備とかが行われましたね。そして、今回、こういうことに力を入れていくとなると、今までこつこつとやっていらっしゃるところが法人化しなきゃやっていけないという、結局は、そういう方策というか、そういう方向をずっと向いてきたのがだんだん形をとってきたということにもなりますか。

宮崎農地整備課長 先ほど制度が変わったという話をしたんですが、基本的にはハードの事業は変わってないんですね。ただ、担い手の農家数を増やすとか、経営面積を増やすというところに事業をやりますと言っているのは、あえて政策的な誘導をかけているというところがあります。

川本委員 今、中国の農業が問題になっていますね。日本とか風土的なことで土地を代々守ってきた農業が法人化していく、そういう時の不安というのはいないんですか。

宮崎農地整備課長 集落営農組織がすべて法人化していくというのは、なかなか難しい面が当然あると思います。経営が成り立たないと法人化になりませんので。そういう中で、5年後にはなるべく法人化することを目標にする。というのは、今、日本の農業で問題になっているのは小規模な農家で高齢の方がいっぱいいらっしゃる、65歳以上の方が。そういう方々が、あと10年するとみんなリタイヤしていく。残されるのは農地ばかりですので、それを集落営農組織ということの受け皿で受けてもらえないかということで今一生懸命取り組んでおります。

川本委員 逆に言えば、それしかできないということですね。

牟田県土づくり副本部長 農業で生計を立てていこうとすればですね。ただ、日本の農地のすべてが、そういう法人で占められるとは考えられない。当然、佐賀でも六十数パーセントは法人の担い手が耕作するけど、残りの三十数パーセントは、依然として零細、所得はほかで、サラリーマンで所得を上げて、自分は農地を守るために農業を続ける人は当然おられると思います。

荒牧委員長 ほかに。よろしいですか。仕組み自体は、説明にあったように、先ほどの制度を誘導するための一つの仕組みだというふうに理解すべきでしょうね。だから、それはそれで県の方の政策でしょうから、政策としておやりになればよろしいかなという気がします。

ほかによろしいでしょうか。

これまでの議論の中で、今のお話は非常にすんなりと、そんなに大きな問題ではなかったと思いますけれども、先ほどのところで申し上げましたように、新規評価については、もう少しやり方を考えていただいて、このマニュアル自体がまずいのではなくて、その運用、あるいはそれを表現するときの表現法、そこにはちょっと工夫が要るのではありませんか。先ほど村田先生に1つアイデアを出していただきましたけど、そういうのを含めて一体どういうふうによれば、より普通の感覚に皆さんにとらえていただけるか、理解していただけるかということをやっておかないと、最初に考えていた仕組みとは表現が違ってきていますよという感じがしますので、工夫をしてみてください。これは来年度までで構いませんので、今回はこれで報告を受けましたということにしたいと思います。

それでは、次にいいですかね。8番目の再評価の事項と現地調査についてのアナウンスをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。

資料 4をご覧ください。「平成19年度公共事業再評価諮問地区一覧表」という資料でございます。

1ページ目をご覧くださいと思います。1ページ目が要綱3の(2)に該当する事業ということで、9事業挙げております。この(2)に該当する事業というのが、着工いたしましてから10年以上、一定期間であります10年以上経過した事業でございます。また継続している事業でございます。この事業の内容をご審議いただきまして、「継続」、「中止」等の判断をしていただきたいということでございます。

2ページをご覧ください。2ページにつきましては、7から19までが(4)に該当する事業ということでございまして、これは一度、再評価を実施いたしまして、再評価実施後、10番、11番につきましては5年経過、12番から15番の公共下水道につきましては10年経過、16から19につきましては、また5年経過という事業でございます。この事業の審議を行っていただく。

それから、20、21につきましては、(5)に該当する事業ということでございますが、これにつきましては社会情勢の変化に伴って見直しが必要となっている事業ということです。

この(2)、(4)、(5)の3つに該当する21件について、今年度のこの委員会でご審議いただきたいと考えている事業でございます。

まず、1ページでございますが、1番が今、ゆめタウンができております佐賀市兵庫北地区の土地区画整理事業でございます。2番目が武雄市で行っておりますJR佐世保線の連続立体交差事業でございます。3番が唐津市の旧北波多町の徳須江処理区、それから相知・巖木処理区でございます。4番が多久市の北多久処理区、5番が小城市の牛津処理区ということでございます。6番につきましては、土地改良整備事業の小城市の三日月北部地区でございます。7番が白石町の国道207号の踏切除却事業、8番が佐賀市の主要地方道諸富西島線、9番が江北町～小城市の一般県道江北芦刈線ということで、すべて10年以上の経過地区でございます。

この中で県が事業主体のところを審議していただくわけですが、市、町、それから組合というのがございます。それぞれ公共事業を実施しておるわけですが、それぞれの市、町では委員会を設置できないと、県の方の委員会に諮問をお願いしたいという申し出がございまして、その分については市、町が事業を実施している分についても審議をお願いしたいと考えております。

それから、2ページ目でございます。2ページの10が佐賀市の佐賀城公園の整備事業でございます。11番目が基山町の基山総合公園、12番目から15番目が公共下水道でございまして、唐津市の唐津処理区・浜玉処理区、鳥栖市の鳥栖処理区、鹿島市の鹿島処理区、伊万里市の伊万里処理区ということでございます。16番が農道の整備事業でございますが、武雄市の武雄北部地区、17番目が鹿島市の浜川の高潮対策事業、18番目が伊万里市の森林管理道の開設事業でございまして大川眉山線でございます。19番目が唐津市、旧肥前町でございますが、星賀港の地方港湾改修事業でございます。それから、20番、21番は、川副町、東与賀町の公共下水道事業でございます。川副町、東与賀町につきましては、今年度、佐賀市との合併が予定されておりまして、下水道の処理区につきまして、佐賀市の週末処理場につなぐということが現在計画されておりまして、その分についてのご審議、再評価ということでございます。

再評価の箇所は21カ所でございますが、3ページ目をご覧いただきたいと思いますが、書面での評価だけではわかりにくいと。事前に委員の先生方に現場を見ておいていただいた方が、よりご理解を深めていただけるだろうということで事務局が判断いたしまして、1ページの1番、2番、土地区画整理事業の兵庫北、それから街路の武雄市の連立立体交差事業、5番の公共下水道の牛津、6番の土地改良総合整備事業の三日月北部、道路整備事業の8番、9番、佐賀市と江北芦刈線。それから、2ページの20番、川副処理区でございますが、今申し上げました7カ所につきまして、21日と23日で現地調査を予定しております。3ページでございますが、第1回目の21日につきましては、一番下の調査先を見ていただきたいんですが、道路整備事業の一般県道の江北芦刈線、公共下水道の牛津処理区、街路整備のJR佐世保線の連立立体交差事業を見ていただきたいというふうに考えております。

あと、委員の先生方にはご都合がございまして、こちらの方で調整といたしますか、委員の先生方にできるだけご参加いただける日にちを設定させていただいているところでございます。

それから、4ページでございますが、23日の現地調査でございます。調査する現地在、土地改良総合整備事業の三日月北部、土地区画整理事業の兵庫北地区、地方道路交付金事業の主要地方道諸富西島線、公共下水道事業の川副処理区の4カ所を予定しているところでございます。

それから、24日は書面での再評価をまた予定しているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

荒牧委員長 何か質問ございませんでしょうか。よろしいですね。 それでは、これで終わりにしてよろしければ事務局にお返しいたします。

鶴田県土づくり本部副本部長 本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。また、8月は何日もお暇をいただきたいということでお願いしております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(閉 会)